

平成19年3月9日

各 位

会社名 ターボリナックス株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長兼CEO 矢野 広一
(大証HC コード番号 3777)
問い合わせ先 取締役財務統括兼CFO 岡田 光信
電話番号 03-5766-1892
(URL <http://www.turbolinux.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月27日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項につきまして、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条及び第9条)
- (2) 定款上で引用する旧商法上の条文を会社法の相当条文に変更するとともに、定款上の用語・表現につきまして、会社法で使用される用語・表現に合わせ変更するものであります。
- (3) 会社法に新たに規定された以下の制度を採用するため、それぞれ所要の変更を行うものであります。
 - ①株主総会参考書類等について、法務省令で定めるところに従いインターネットにより開示することにより株主の皆様へ提供することができるよう、その旨の規定を設けるものであります。(変更案第13条)
 - ②株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の人数を定めるものであります。(変更案第17条)
 - ③必要に応じ取締役会を機動的に行うことを可能とするため、一定要件を満たした場合に取締役会の書面決議が可能とする旨の規定を設けるものであります。(変更案第26条)
 - ④社外監査役として適任者を迎え、また社外監査役がその期待される職務を適切に遂行し得るように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けるものであります。(変更案第40条)
会社法第427条第1項の規定に基づき会計監査人との間で責任限定契約の締結が可能となる旨の規定を新設するものであります。併せて、会社法第426条第1項の規定による会計監査人の責任免除の規定を新設するものであります。(変更案第44条)
なお、本件規定を含む本議案の本総会への提出については、監査役会の監査役全員一致による同意を得ております。
- (4) 上記変更に伴い、一部字句の修正や条数の調整等、規定の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、348,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>第7条 (名義書換代理人) 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 ②名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に据え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第8条 (株式取扱規程) 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、348,000株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第9条（基準日） <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条（招集の時期） 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （新設） （新設）</p> <p>第11条（株主総会開催地） 当社の株主総会は、東京都及び全国都道府県の県庁所在地のいずれかをその開催地とする。</p> <p>第12条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行なう。 ②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（招集の時期） 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第12条（定時株主総会の基準日） <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第14条（株主総会開催地） 当社の株主総会は、東京都及び全国道府県の道府県庁所在地のいずれかをその開催地とする。</p> <p>第15条（招集者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>②株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条（員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第17条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 (第24条から移動)</p> <p>第19条（取締役の責任免除） 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第20条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。</p> <p>②株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（員数） 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第20条（選任方法） (削除) 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>②取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。 (第30条へ移動)</p> <p>第23条（取締役会の招集者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>

現行定款	変更案
<p>第21条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第22条（取締役会の決議方法） （新設）</p> <p>取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、<u>これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p> <p>②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>（新設）</p> <p>第24条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会の決議をもって取締役社長1名を選任し、これを代表取締役とする。 取締役社長は会社を代表し、<u>会社の業務を統轄する。</u> 取締役会の決議をもって取締役社長のほかに代表取締役に選任することができる。</p> <p>第25条（報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法） 法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数をもって取締役会の定足数とする。</u> ②取締役会の決議は、<u>取締役会規程で別段の定めのある場合を除き、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u> ③決議する事項につき特別の利害関係を有する取締役は、<u>決議に参加することができない。</u></p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>②取締役会の議事録は、<u>その原本を議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>（第22条へ移動）</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(第19条から移動)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 (員数) 当社の監査役は6名以内とする。</p> <p>第27条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>第28条 (補欠監査役の選任) 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。 ②補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ③第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の時までとする。</p> <p>第29条 (監査役の任期) 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>③前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第30条 (常勤の監査役) 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>第30条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 (員数) 当社の監査役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>第32条 (選任方法) (削除) 監査役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (削除)</p> <p>第33条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 ③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第34条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第31条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第33条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>第34条（監査役会の議事録） 監査役会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第36条（報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 (第31条より移動)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(第40条へ移動)</p> <p>第35条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第36条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第37条（監査役会の議事録） 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第38条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第39条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第40条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条（選任） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第42条（任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期が満了する定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条 (営業年度及び決算期) 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とし、毎年12月31日を決算期とする。</p> <p>第38条 (利益配当金) 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>第39条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第40条 (配当金の除斥期間) 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (会計監査人の責任限定契約) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項に定める会計監査人の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。</p> <p>第46条 (期末配当) 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>第47条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第48条 (期末配当金等の除斥期間) 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 ②未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。</p>

以上